

## 鹿沼市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（工事監査）を、鹿沼市監査基準に準拠して執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年12月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 谷中恵子

- 1 監査の期日 令和2年8月4日
- 2 監査の対象 鹿沼市立北小学校校舎耐震改修工事（建築工事）
- 3 監査の範囲  
当該工事に係る(1)計画、(2)設計、(3)積算、(4)契約、(5)監理、(6)施工に関する事項
- 4 監査の方法  
この監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人日本技術士会と工事技術調査業務委託契約を締結した。これに伴い、公益社団法人日本技術士会に所属する技術士による関係書類の調査を実施した。なお、工事現場の視察調査においては、新型コロナウイルスの影響により当該技術士の同席を中止した。
- 5 監査の結果  
公益社団法人日本技術士会から提出のあった工事監査に伴う工事技術調査結果報告書に基づき検討を行ったが、特に指摘すべき事項はないものと認められた。  
なお、詳細については別紙の工事技術調査結果報告書のとおりである。